

令和 7 年度に在籍をしていた園児(卒園児・退園児を含む)の
各支給認定保護者の皆様

社会福祉法人 明秀福祉会
第 2 さつき認定こども園

令和 7 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和 7 年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 14 条第 1 項（第 50 条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和 7 年度の実績を御報告するものです。（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

宜 こ 育 第 127 号
令 和 8 年 6 月 3 日

社会福祉法人 明秀福社会
第2さつき認定こども園 御中

宜野湾市長 佐喜眞 淳
(公印省略)

令和7年度の公定価格の額について

貴施設における令和7年度の公定価格の額は、別紙の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いいたします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

第2さつき認定こども園 本園

＜各月ごとの年齢別の公定価格の額＞

別紙1

1号認定

	満3歳児	3歳	4歳以上	副食費徴収免除 の場合の加算額
4月	226,998 円	226,998 円	206,658 円	4,900 円
5月	228,768 円	228,768 円	208,428 円	4,650 円
6月	226,338 円	226,338 円	205,998 円	4,650 円
7月	232,318 円	232,318 円	211,978 円	3,180 円
8月	232,318 円	232,318 円	211,978 円	730 円
9月	232,318 円	232,318 円	211,978 円	4,650 円
10月	233,968 円	233,968 円	213,628 円	4,900 円
11月	233,968 円	233,968 円	213,628 円	4,160 円
12月	233,968 円	233,968 円	213,628 円	4,410 円
1月	237,298 円	237,298 円	216,958 円	4,160 円
2月	233,968 円	233,968 円	213,628 円	4,160 円
3月	249,868 円	249,868 円	229,528 円	3,180 円

2号・3号認定

	乳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳以上児		副食費徴収免除 の場合の加算額
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
4月	231,090円	226,860円	152,730円	148,490円	133,240円	129,000円	74,490円	70,420円	54,990円	50,920円	4,900円
5月	231,230円	227,000円	152,870円	148,630円	133,380円	129,140円	74,630円	70,560円	55,130円	51,060円	4,900円
6月	226,690円	222,540円	149,890円	145,740円	130,790円	126,640円	73,390円	69,400円	54,280円	50,290円	4,900円
7月	231,070円	226,840円	152,710円	148,470円	133,220円	128,980円	74,470円	70,400円	54,970円	50,900円	4,900円
8月	231,060円	226,830円	152,700円	148,460円	133,210円	128,970円	74,460円	70,390円	54,960円	50,890円	4,900円
9月	231,060円	226,830円	152,700円	148,460円	133,210円	128,970円	74,460円	70,390円	54,960円	50,890円	4,900円
10月	231,230円	227,000円	152,870円	148,630円	133,380円	129,140円	74,630円	70,560円	55,130円	51,060円	4,900円
11月	231,210円	226,980円	152,850円	148,610円	133,360円	129,120円	74,610円	70,540円	55,110円	51,040円	4,900円
12月	226,710円	222,560円	149,910円	145,760円	130,810円	126,660円	73,410円	69,420円	54,300円	50,310円	4,900円
1月	231,440円	227,210円	153,080円	148,840円	133,590円	129,350円	74,840円	70,770円	55,340円	51,270円	4,900円
2月	231,190円	226,960円	152,830円	148,590円	133,340円	129,100円	74,590円	70,520円	55,090円	51,020円	4,900円
3月	236,470円	232,240円	158,110円	153,870円	138,620円	134,380円	79,870円	75,800円	60,370円	56,300円	4,900円

（注）上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割りの計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

宜 こ 育 第 127 号
令 和 8 年 6 月 3 日

社会福祉法人 明秀福祉会
第2さつき認定こども園 分園 御中

宜野湾市長 佐喜眞 淳
(公印省略)

令和7年度の公定価格の額について

貴施設における令和7年度の公定価格の額は、別紙の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

第2さつき認定こども園 分園

別紙1

2号・3号認定

	乳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳以上児		副食費徴収免除 の場合の加算額
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
4月	250,980円	239,120円	182,310円	170,450円	162,820円	150,960円	111,840円	99,970円	93,310円	81,440円	4,900円
5月	251,120円	239,260円	182,450円	170,590円	162,960円	151,100円	111,980円	100,110円	93,450円	81,580円	4,900円
6月	245,630円	234,040円	178,530円	166,930円	159,430円	147,830円	109,800円	98,190円	91,660円	80,050円	4,900円
7月	250,960円	239,100円	182,290円	170,430円	162,800円	150,940円	111,820円	99,950円	93,290円	81,420円	4,900円
8月	250,950円	239,090円	182,280円	170,420円	162,790円	150,930円	111,810円	99,940円	93,280円	81,410円	4,900円
9月	250,950円	239,090円	182,280円	170,420円	162,790円	150,930円	111,810円	99,940円	93,280円	81,410円	4,900円
10月	251,120円	239,260円	182,450円	170,590円	162,960円	151,100円	111,980円	100,110円	93,450円	81,580円	4,900円
11月	251,100円	239,240円	182,430円	170,570円	162,940円	151,080円	111,960円	100,090円	93,430円	81,560円	4,900円
12月	245,650円	234,060円	178,550円	166,950円	159,450円	147,850円	109,820円	98,210円	91,680円	80,070円	4,900円
1月	251,330円	239,470円	182,660円	170,800円	163,170円	151,310円	112,190円	100,320円	93,660円	81,790円	4,900円
2月	251,080円	239,220円	182,410円	170,550円	162,920円	151,060円	111,940円	100,070円	93,410円	81,540円	4,900円
3月	256,360円	244,500円	187,690円	175,830円	168,200円	156,340円	117,220円	105,350円	98,690円	86,820円	4,900円

(注) 上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割りの計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。